

相続登記チェックシート（遺産分割協議を行う場合）

○相続人の間で、亡くなった方の財産をどのように分けるか協議・話し合いを行った場合の相続登記申請に必要な書類です。

○手続の詳細については、[こちら](#)でご確認ください。（青色の文字にはリンクが貼ってあります。）

△注意 個別事情により、下記以外の書類が必要となる場合があります。

	書類名	取得先	確認
【集める書類】	①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍事項証明書）、除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本が必要です。（詳細はこちら→） ※令和6年3月1日から本籍地以外の市町村の窓口でも、戸籍・除籍証明書等を請求できるようになりました。詳しくは最寄りの市町村の窓口でお尋ねください。（詳細はこちら→）	最寄りの市町村	<input type="checkbox"/>
	②被相続人（亡くなられた方）の本籍地が記載された住民票の除票又は戸籍の附票 被相続人と登記名義人が同一人であることを証明するために必要です。 ※登記上の住所及び本籍地の記載があるもの。（詳細はこちら→）	住民票の除票： 住所地の市町村 戸籍の附票：本籍地の市町村	<input type="checkbox"/>
	③法定相続人の戸籍事項証明書（戸籍謄本又は抄本） 法定相続人全員の戸籍事項証明書（戸籍謄本又は抄本）が必要です（亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの）。（詳細はこちら→） △注意 法定相続人の中に亡くなられた方がいる場合には、別途必要な書類があります。 ※本籍地以外の市町村の窓口でも取得可（詳細は①※と同じ→）	最寄りの市町村	<input type="checkbox"/>
	④不動産を相続する方（新しく所有者になる方）の住民票	住所地の市町村	<input type="checkbox"/>
	⑤印鑑証明書（⑧に詳細を記載）	最寄りの市町村	<input type="checkbox"/>
	⑥固定資産課税明細書等（登記申請を行う年度のもの） 登録免許税を計算するために必要です。固定資産課税明細書以外でも、市町村が発行する固定資産評価証明書など「固定資産税評価額」が分かるものを用意してください。※コピーでも可	毎年4月頃に市町村から送付	<input type="checkbox"/>
【作成する書類】	⑦登記申請書（様式、記載例はこちら→）	—	<input type="checkbox"/>
	⑧遺産分割協議書(法定相続人全員の印鑑証明書含む。)（記載例はこちら→） 法定相続（民法で決まっている相続割合による相続）とは異なる相続をする場合に添付します。遺産分割協議書には法定相続人全員が実印を押印し、その印鑑証明書（有効期限なし）を添付します。	—	<input type="checkbox"/>
	⑨相続関係説明図（記載例はこちら→） 「相続関係説明図」を提出すると、戸籍事項証明書等（①、③）について、登記が完了した後に原本の返却を受けることができます。	—	<input type="checkbox"/>
	⑩委任状（記載例はこちら→） 代理人が申請をする場合に必要です。	—	<input type="checkbox"/>
【その他】	⑪登録免許税（詳細はこちら→） 申請する不動産の「固定資産税評価額」の合計（1000円未満切り捨て）×税率（1000分の4） =登録免許税（100円未満切り捨て） ※土地について、免税となる場合があります。 （数次相続により死亡者名義にする場合、固定資産税評価額が100万円以下の場合）	—	<input type="checkbox"/>
※	⑫法定相続情報一覧図（別途申請が必要）（詳細はこちら→） 法定相続情報証明制度による一覧図（⑦の相続関係説明図とは異なります。）を提出していただくと、①～④（一覧図に住所の記載がある場合）の提出が不要になります。	—	<input type="checkbox"/>

○「相続登記（遺産分割協議を行う場合）」以外の登記申請書の様式等は、[法務局ホームページ](#)でご確認ください。

○作成方法でご不明な点がありましたら「[登記手続案内（予約制）](#)」をご利用ください。

○司法書士に依頼される方は、「[滋賀県司法書士会](#)」（077-525-1093）にご連絡ください。